

○新宿区監査事務局処務規程

平成11年3月23日

監査委員訓令第1号

改正 平成12年2月25日監査委員訓令第1号

平成13年9月17日監査委員訓令第1号

平成16年3月25日監査委員訓令第1号

平成17年4月1日監査委員訓令第1号

平成17年6月24日監査委員訓令第2号

平成23年4月1日監査委員訓令第1号

令和2年3月9日監査委員訓令第2号

新宿区監査事務局処務規程(昭和56年監査委員訓令第1号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この規程は、新宿区監査委員(以下「委員」という。)の権限に属する事務執行の能率的運営とその責任の明確化を図ることを目的とする。

(平12監委訓令1・一部改正)

(局長等の設置)

第2条 新宿区監査事務局(以下「事務局」という。)に、事務局長(以下「局長」という。)を置く。

2 事務局に、副参事(以下「担当副参事」という。)を置くことができる。

(平16監委訓令1・追加)

(主査等の設置)

第3条 事務局に、主査及び書記を置く。

(平16監委訓令1・追加)

(職員の資格及び任免)

第4条 局長は、参事のうちから代表監査委員(以下「代表委員」という。)が命ずる。

2 担当副参事は、副参事のうちから代表委員が命ずる。

3 主査及び書記は、主事のうちから代表委員が命ずる。

(平16監委訓令1・旧第3条繰下・一部改正)

(職員の職責)

第5条 局長は、委員の命を受けて事務局の事務を管理し、職員を指揮監督する。

2 担当副参事は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

3 主査は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

4 書記は、上司の命を受けて事務に従事する。

(平16監委訓令1・旧第4条繰下・一部改正)

(事案の決定区分)

第6条 事案の決定は、代表委員及び局長が行うものとし、決定すべき事案の区分は、別表第1のとおりとする。

(事案の決定の代決)

第7条 代表委員が不在のときは、代表委員職務代理者がその事案を代決する。

2 局長が不在のときは、局長があらかじめ指定する職員がその事案を代決する。

3 前項により代決できる事案は、特に至急に処理しなければならない事案に関するものとする。ただし、特に重要又は異例に属する事案については、代決することができない。

(報告)

第8条 前条の規定に基づき代決した者は、その事案について、速やかに決定権者に報告しなければならない。

(文書主任等)

第9条 事務局に文書主任及び文書法令審査主任を置く。

2 文書主任及び文書法令審査主任は、局長が指定する主査をもって充てる。

(平23監委訓令1・一部改正)

(文書の取扱い)

第10条 文書の保存年限及び分類は、別表第2のとおりとする。ただし、別表第2に定めのない文書については、類似文書により、類似文書のないものは、区長部局の例による。

2 この規程に定めるもののほか、文書の取扱いに関しては、区長部局の例による。

(平16監委訓令1・一部改正)

(公文書の公開)

第11条 新宿区情報公開条例(平成13年新宿区条例第5号)の施行に関し必要な事項については、区長が行う情報公開事務に関する規則(平成13年新宿区規則第87号)を準用する。

(平12監委訓令1・平13監委訓令1・一部改正)

(個人情報の保護)

第12条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年新宿区条例第1号)の施行に関し必要な事項については、区長が行う個人情報保護事務に関する規則(平成17年新宿区規則第89号)を準用する。

(平12監委訓令1・平17監委訓令1・令5監委訓令1・一部改正)

(補則)

第13条 事案の決定、職員の服務及びその他この規程に定めがない事項については、区長部局の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の新宿区監査事務局処務規程は、この訓令の施行の日以降に起案した事案について適用し、同日前に起案した事案については、なお従前の例による。

(平12監委訓令1・一部改正)

附 則(平成12年2月25日監査委員訓令第1号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月17日監査委員訓令第1号)

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日監査委員訓令第1号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日監査委員訓令第1号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日監査委員訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月9日監査委員訓令第2号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日監査委員訓令第1号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

(平16監委訓令1・平23監委訓令1・一部改正)

代表委員	局長
1 職員の任免その他人事に関すること。 2 前号のほか、特に重要な事項に関すること。	1 職員の出張、休暇、職務専念義務免除、給与減額免除、育児休業、超過勤務、週休日の勤務、休日勤務、超勤代休時間及び代休日の指定並びに週休日の振替に関すること。

	2 定例的な報告、申請、照会及び回答に関する こと。
	3 前各号のほか、定例的又は軽易な事項に 関すること。

別表第2(第10条関係)

(平23監委訓令1・令2監委訓令2・一部改正)

分類		永年	10年	5年	3年
1	委員	監査基準 訓令等原議 監査委員等事務引 継書		監査委員協議書	特別区監査委員協 議会
2	定期監査		定期監査報告書		
3	行政監査		行政監査報告書		
4	随時監査		随時監査報告書		
5	補助団体監査		財政援助団体等監 査報告書		
6	決算審査・基 金運用状況審 査		決算等審査意見書		
7	健全化判断比 率		財政の健全化判断 比率審査意見書		
8	出納検査			例月出納検査報告 書	
9	住民監査請求		住民監査請求監査 結果		